

埼玉県感染防止対策協力金

追加申請のご案内

(第2期～第13期要請分)

埼玉県では、事情により申請期限内に「埼玉県感染防止対策協力金」の申請ができなかった飲食店等の事業者のため、第2期から第13期要請分に限り、**追加申請**を受付します。(申請対象等の詳細は、以下のとおり)

追加申請受付期間

令和3年11月22日(月) ～ 令和3年12月28日(火)

協力金の要請期間・対象区域等

詳細は裏面参照

申請対象・申請要件・申請方法

1 申請対象

申請できるのは第2期(令和2年12月18日～12月27日要請分)から、第13期(令和3年7月12日～8月31日要請分)のうち、**1期分**に限ります。

2 申請要件

- (1) 過去に協力金を受給しており、最初の受給より後の期間であること。
- (2) 過去に申請している期間ではないこと。
- (3) 要請内容を全て遵守していたこと。(※)

※彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)の認証を受けていないことにより申請できなかった店舗については、対象となる要請期間中、認証店と同等の感染予防対策を実施していたことを示す書類を提出すること及び申請時点で認証を受けていることを要件とします。

3 申請方法

追加申請用の申請書を記載し、添付書類とともに以下の送付先に郵送する。

〔送付先〕〒332-8799

埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局局留

埼玉県感染防止対策協力金(追加申請)事務局 宛

○申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kyoryokukin.html>

【お問合せは 埼玉県中小企業等支援相談窓口 まで】

電話:0570-000-678 (平日9:00～21:00 土日祝日9:00～18:00)

第2期～第13期協力金の要請期間・対象区域等

期	要請期間	対象区域	協力金の日額	1店舗当たり 最大支給額
2	R2.12/18～12/27 (10日間)	さいたま市大宮区、川口市、越谷市	4万円	40万円
3	R2.12/28～R3.1/11 (15日間)	さいたま市大宮区、川口市、越谷市	4万円 (1/8～11のみ2万円上乘せ)	60万円 (68万円)
4	R3.1/12～2/7 (27日間)	埼玉県内全域	6万円	162万円
5	R3.2/8～3/7 (28日間)	埼玉県内全域	6万円	168万円
6	R3.3/8～3/21 (14日間)	埼玉県内全域	6万円	84万円
7	R3.3/22～3/31 (10日間)	埼玉県内全域	4万円	40万円
8	R3.4/1～4/19 (19日間)	埼玉県内全域	4万円	76万円
9	R3.4/20～5/11 (22日間)	【措置区域】 さいたま市、川口市	売上高に応じて変動 【措置区域】 (4万円～10万円) 【その他地域】 (2.5万円～7.5万円) ※中小企業の場合	売上高 に応じて変動
		【～4/27 その他地域】 【4/28～ 措置区域】 川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、 戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町 (13市町)		
		【その他地域】 上記以外の市町村		
10	R3.5/12～5/31 (20日間)	【措置区域】 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、 草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、富士見市、 ふじみ野市、三芳町 (15市町)	売上高に応じて変動 【措置区域】 (4万円～10万円) 【その他地域】 (2.5万円～7.5万円) ※中小企業の場合	
		【その他地域】 上記以外の市町村		
11	R3.6/1～6/20 (20日間)	【措置区域】 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、 草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、富士見市、 ふじみ野市、三芳町 (15市町)	売上高に応じて変動 【措置区域】 (3万円～10万円) 【その他地域】 (2.5万円～7.5万円) ※中小企業の場合	
		【その他地域】 上記以外の市町村		
12	R3.6/21～7/11 (21日間)	【措置区域】 さいたま市、川口市	売上高に応じて変動 【措置区域】 (3万円～10万円) 【その他地域】 (2.5万円～7.5万円) ※中小企業の場合	
		【その他地域】 上記以外の市町村		
13	R3.7/12～8/31 (51日間)	【～8/1 措置区域】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 さいたま市、川口市	売上高に応じて変動 【緊急事態措置区域】 (4万円～10万円) 【措置区域】 (3万円～10万円) 【その他地域】 (2.5万円～7.5万円) ※中小企業の場合	
		【～7/19 その他地域】 【7/20～8/1 措置区域】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 川越市、所沢市、春日部市、草加市、 越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、 和光市、新座市、八潮市、富士見市、 三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、 三芳町 (18市町)		
		【～8/1 その他地域】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 上記以外の市町村		